

令和6年度 川口市の化学物質排出量等の集計結果

(令和6年度実績 [令和7年度届出・報告分])

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を取り扱う一定の要件を満たす事業者は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく排出量・移動量、「埼玉県生活環境保全条例」(県条例)に基づく取扱量を把握し、行政機関に届出・報告することになっています。

届出・報告のあった市内事業所の令和6年度の排出量等について、集計した結果をお知らせします。

※ 届出・報告の対象となる化学物質は、化管法515物質、県条例663物質です。また、対象業種は24業種です。

1 届出・報告事業所数の概要

(1) 届出・報告状況

化管法に基づく届出が82事業所からありました。また、県条例に基づく報告が87事業所からありました。

表1 届出方法別 届出・報告事業所数

届出方法		年度	R5	R6
化 管 法	紙媒体による届出		9	10
	磁気ディスクによる届出		0	0
	電子申請による届出		73	72
	合 計		82	82
県 条 例	紙媒体による報告		11	12
	電子申請による報告		77	75
	合 計		88	87

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映しています。

(2) 地区別届出・報告状況

化管法では、南平地区からの届出が最も多く 26 事業所（全届出事業所数の 31.7%）、次いで、新郷地区が 15 事業所（同 18.3%）、横曽根地区、神根地区並びに芝地区が 7 事業所（同 8.5%）となっています。

県条例では、南平地区からの報告が最も多く 28 事業所（全報告事業所数の 32.2%）、次いで、新郷地区が 15 事業所（同 17.2%）、横曽根地区が 8 事業所（同 9.2%）となっています。

表 2 地区別 届出・報告事業所数とその割合

地区	化管法		県条例	
	事業所数	割合 (%)	事業所数	割合 (%)
中央	2	2.4	3	3.4
横曽根	7	8.5	8	9.2
青木	6	7.3	7	8.0
南平	26	31.7	28	32.2
新郷	15	18.3	15	17.2
神根	7	8.5	7	8.0
芝	7	8.5	7	8.0
安行	2	2.4	2	2.3
戸塚	4	4.9	4	4.6
鳩ヶ谷	6	7.3	6	6.9
合計	82	100	87	100

※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。

(3) 業種別届出・報告状況

化管法では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの届出が最も多く 33 事業所（全届出事業所数の 40.2%）、次いで、金属製品製造業が 15 事業所（同 18.3%）、出版・印刷・同関連産業が 7 事業所（同 8.5%）となっています。

県条例では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの報告が最も多く 33 事業所（全報告事業所数の 37.9%）、次いで、金属製品製造業が 16 事業所（同 18.4%）、出版・印刷・同関連産業が 8 事業所（同 9.2%）となっています。

表 3 業種別 届出・報告事業所数

業種	化管法		県条例	
	事業所数	割合 (%)	事業所数	割合 (%)
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3.7	3	3.4
出版・印刷・同関連産業	7	8.5	8	9.2
化学工業	6	7.3	7	8.0
プラスチック製品製造業	2	2.4	2	2.3
ゴム製品製造業	2	2.4	2	2.3
窯業・土石製品製造業	2	2.4	2	2.3
鉄鋼業	2	2.4	2	2.3
金属製品製造業	15	18.3	16	18.4
一般機械器具製造業	2	2.4	2	2.3
電気機械器具製造業	2	2.4	3	3.4
輸送用機械器具製造業	1	1.2	1	1.1
燃料小売業	33	40.2	33	37.9
洗濯業	2	2.4	3	3.4
一般廃棄物処理業	2	2.4	2	2.3
産業廃棄物処分業	1	1.2	1	1.1
合計	82	100	87	100

※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。

2 化管法に基づく化学物質の排出量・移動量の概要

(1) 排出量・移動量の状況

排出量・移動量の合計は 509 トンとなっています。

排出量の合計は 151 トンとなっています。

その内訳は、大気への排出が 151 トンとなっています。

移動量の合計は 358 トンとなっています。

その内訳は、下水道への移動が 10 トン、当該事業所の外への移動が 348 トンとなっています。

表 4 排出量・移動量の内訳

単位：トン/年

項目		年度	R5	R6
排出量	大気への排出		195	151
	公共用水域への排出		0.001	—
	当該事業所における土壌への排出		—	—
	当該事業所における埋立処分		0.06	—
	合 計		195	151
移動量	下水道への移動		7	10
	当該事業所の外への移動		378	348
	合 計		385	358
排出量・移動量合計			580	509

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがあります。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映しています。

※ ダイオキシン類は除きます。

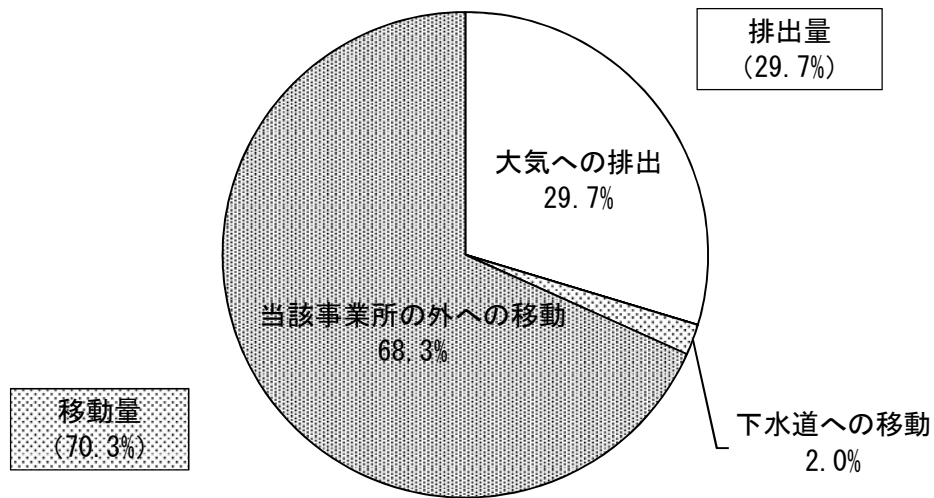


図1 排出量・移動量の比率

- ※ 比率 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

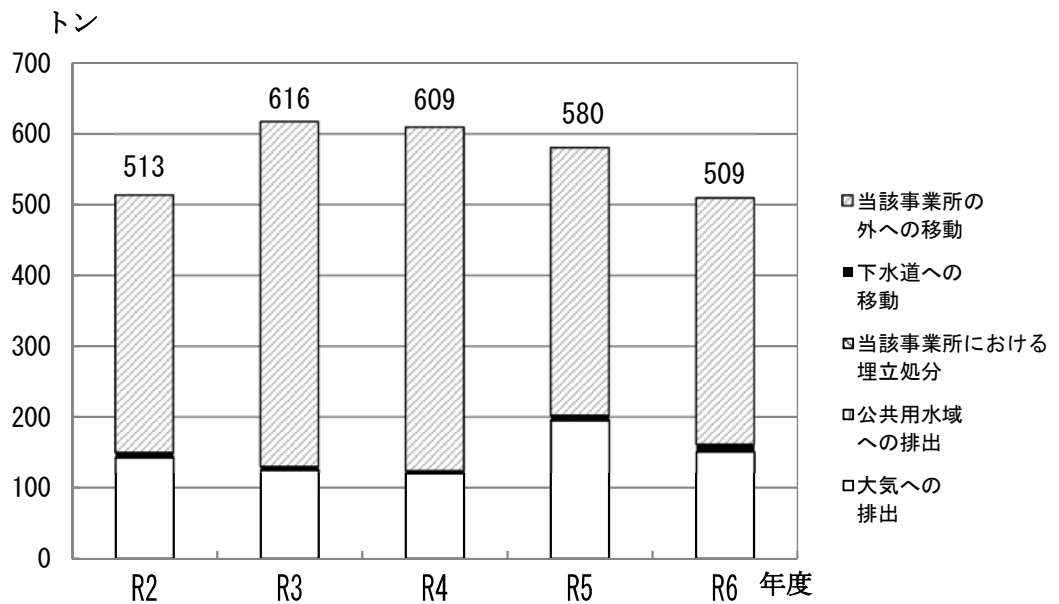


図2 排出量・移動量の推移

- ※ ダイオキシン類は除きます。

(2) 地区別排出量・移動量の状況

規模の大きい工場・事業場がある南平地区が最も多く 269 トン、次いで芝地区が 118 トン、新郷地区が 93 トンの順となっています。

表 5 地区別 排出量・移動量

単位：トン/年

年度 地区	排出量		移動量		排出量・移動量合計	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
中 央	0.6	0.6	0	0	0.6	0.6
横曾根	0.7	2	3	5	4	6
青 木	0.8	0.8	1	1	2	2
南 平	56	45	262	224	318	269
新 郷	62	83	22	11	83	93
神 根	2	1	9	12	11	13
芝	70	15	85	103	155	118
安 行	0.7	0.6	2	2	3	2
戸 塚	0.7	0.7	0	0	0.7	0.7
鳩ヶ谷	2	2	0.9	0.9	3	3
合 計	195	151	385	358	580	509

- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがあります。
- ※ 過年度分については、届出年度以降の変更内容を反映しています。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

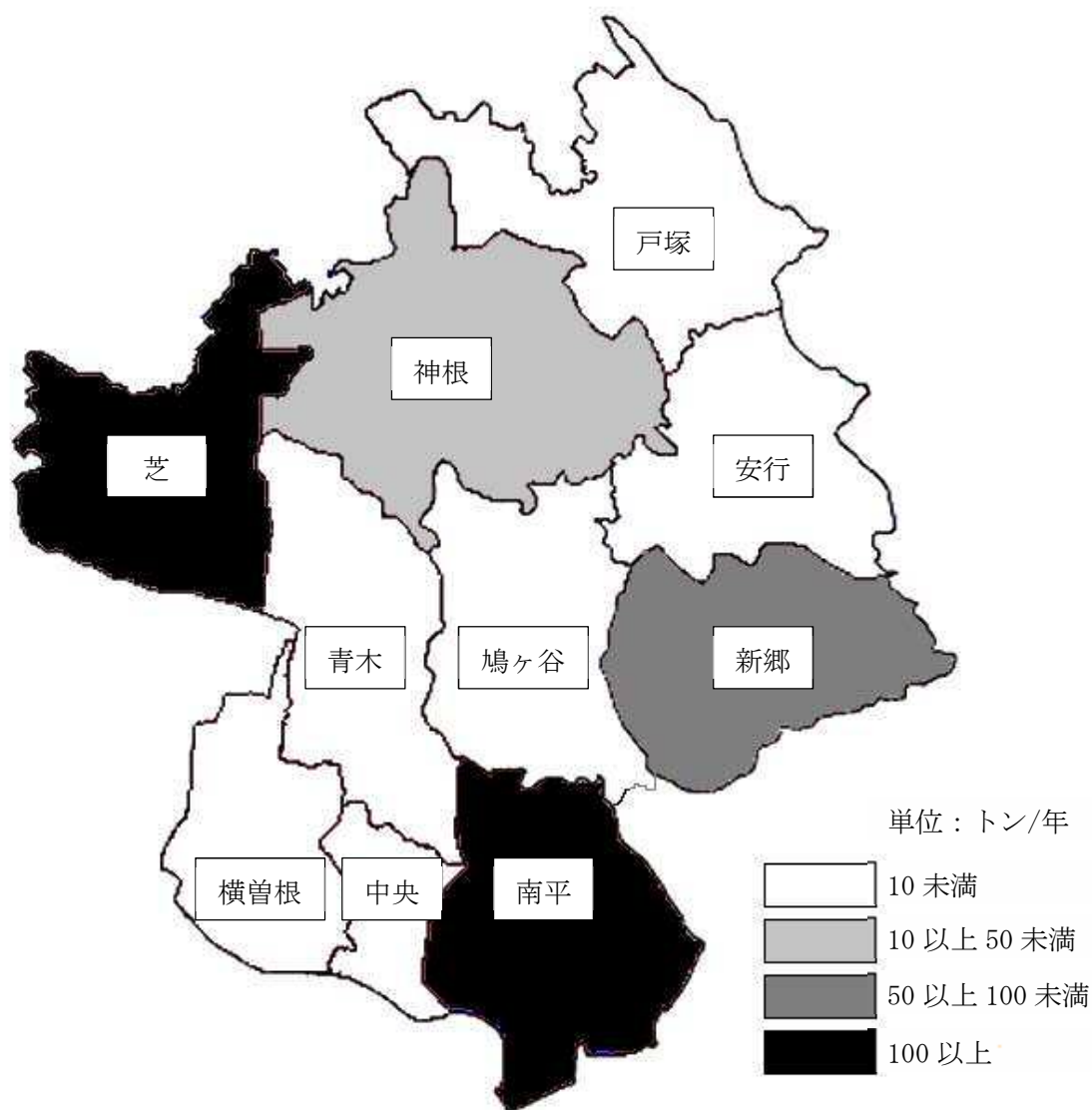


図3 地区別排出量・移動量

※ ダイオキシン類は除きます。

(3) 排出量の上位物質

排出量の上位 5 物質は、トルエン (105 トン)、キシレン (12 トン)、エチルベンゼン (8 トン)、二硫化炭素 (7 トン)、ヘキサン (5 トン) となっています。

なお、排出量の合計に対する上位 5 物質の割合は 90.6% となっています。

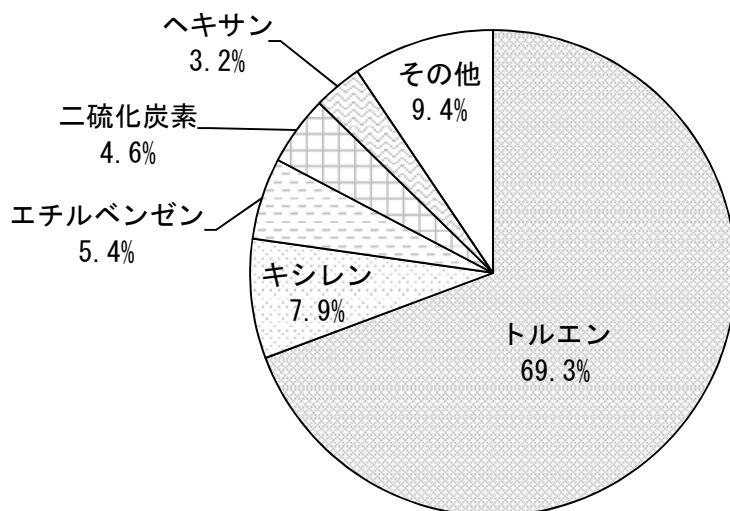


図 4 排出量の比率 (上位 5 物質)

- ※ 比率 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

(4) 移動量の上位物質

移動量の上位 5 物質は、トルエン（166 トン）、マンガン及びその化合物（71 トン）、N,N-ジメチルホルムアミド（15 トン）、ニッケル化合物（13 トン）、トリクロロエチレン（13 トン）となっています。

なお、移動量の合計に対する上位 5 物質の割合は 77.9%となっています。

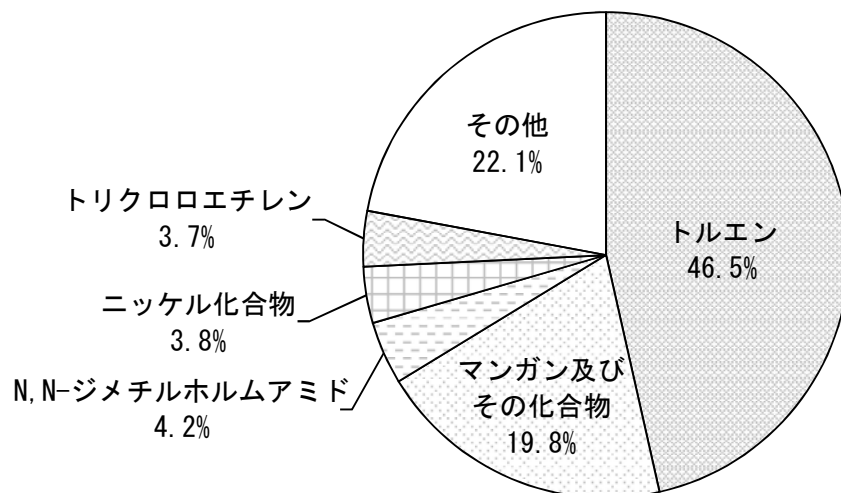


図 5 移動量の比率（上位 5 物質）

- ※ 比率 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

(5) 排出量・移動量合計の上位物質

排出量・移動量合計の上位5物質は、トルエン（271トン）、マンガ
ン及びその化合物（71トン）、N,N-ジメチルホルムアミド（15ト
ン）、トリクロロエチレン（14トン）、キシレン（14トン）となっ
ています。

なお、排出量・移動量の合計に対する上位5物質の割合は75.6%
となっています。

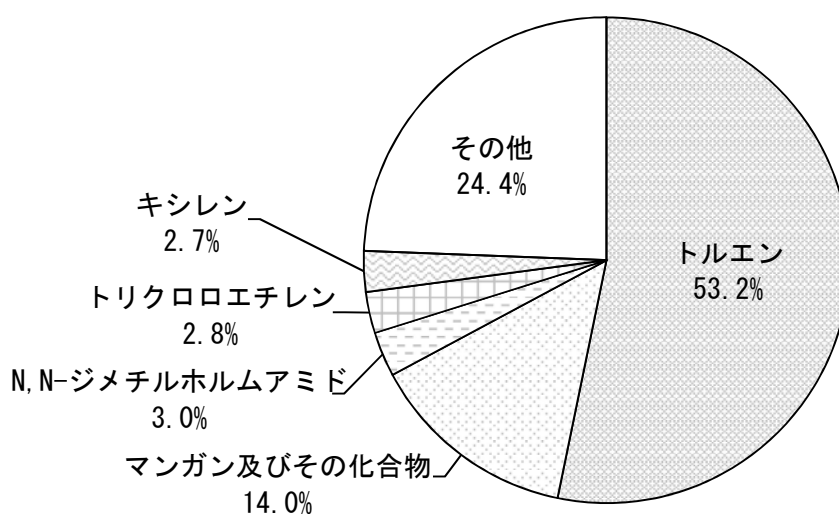


図6 排出量・移動量合計の比率（上位5物質）

- ※ 比率（%）は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

(6) 業種別排出量・移動量の状況

排出量・移動量合計の上位5業種は、化学工業(277トン)、鉄鋼業(64トン)、金属製品製造業(63トン)、プラスチック製品製造業(40トン)、出版・印刷・同関連産業(31トン)となっています。

なお、排出量・移動量の合計に対する上位5業種の割合は93.2%となっています。

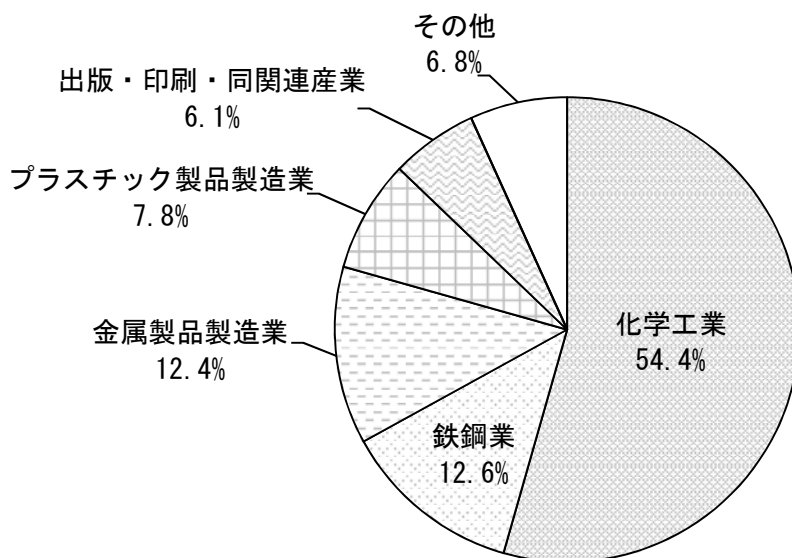


図7 排出量・移動量合計の比率(上位5業種)

- ※ 比率(%)は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

3 埼玉県生活環境保全条例に基づく化学物質の取扱量の概要

(1) 取扱量の状況

報告の対象となる特定化学物質取扱量の合計は 27,693 トンでした。
その内訳は、使用量が 8,276 トン、製造量が 1,711 トン、取り扱う量が 17,704 トンでした。

表 6 取扱量の内訳

単位：トン/年

年度 項目	対象化学物質							
	第一種指定 化学物質		第二種指定 化学物質		県規則で 定める物質		合計	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6
取扱量	25,086	25,413	1,633	1,546	813	733	27,533	27,693
使用量	6,663	7,407	293	233	660	636	7,616	8,276
製造量	644	325	1,372	1,290	156	97	2,172	1,711
取り扱う量	18,067	17,680	25	23	0	0	18,091	17,704

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがあります。

※ 取扱量とその内訳は、報告された数値が有効数字 2 桁であるため、合計は一致しないことがあります。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映しています。

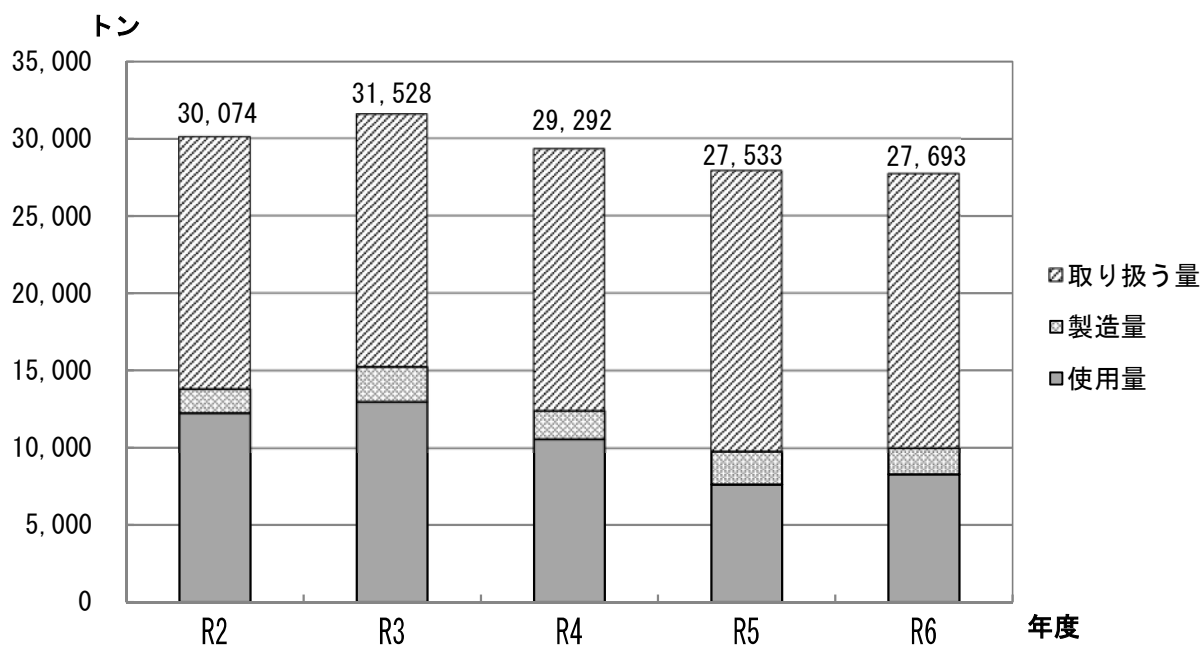


図 8 取扱量の推移

(2) 取扱量の上位物質

取扱量の上位5物質は、トルエン（7,849トン）、キシレン（3,208トン）、トリメチルベンゼン（3,103トン）、ヘキサン（2,390トン）、二硫化炭素（1,200トン）となっています。

なお、取扱量の合計に対する上位5物質の割合は64.1%となっています。

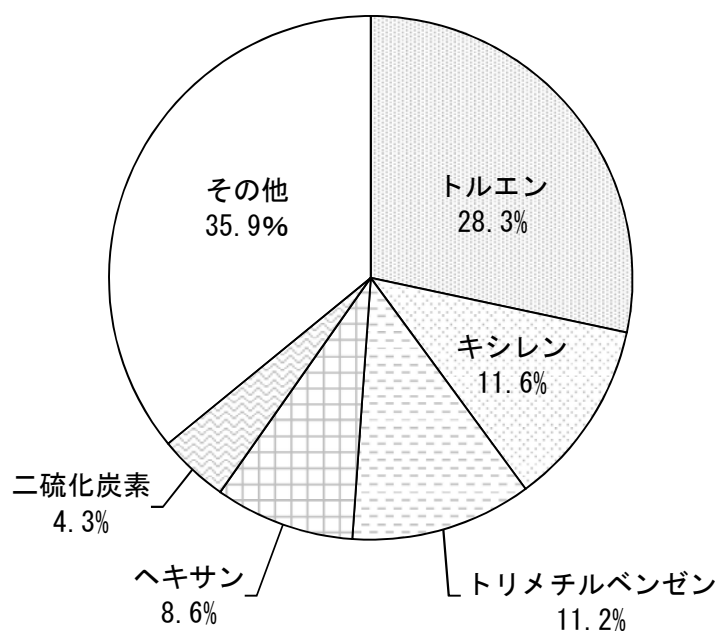


図9 取扱量合計の比率（上位5物質）

※ 比率（%）は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。

※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがあります。

【参考】化学物質情報を掲載しているホームページ

- ・経済産業省〔化学物質排出把握管理促進法〕

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

- ・環境省〔PRTRインフォメーション広場〕

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

- ・埼玉県〔化学物質〕

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku.html>

- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)〔化管法関連情報〕

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

- ・川口市〔化学物質の適正管理〕

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/3/index.html>